

## 「出産育児一時金直接支払制度」 利用合意書

当院では、出産時に支払う入院費用の準備金ができるだけ少なくて済むよう、平成21年10月から始まった「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」をご利用いただくことをお願いしております。

- ◆ 妊婦の方がご加入されている医療保険者に、当院が妊婦の方に代わって出産育児一時金を請求いたします。手続きにかかる手数料はいただきません。
- ◆ 退院時に当院からご請求する入院分娩費用の総額が50万円の範囲内であれば、現金でお支払いいただく必要がなくなります。
  - ◇ 出産費用が50万円を超えた場合は、差額分を当院支払会計窓口でお支払いいただきます。
  - ◇ 出産費用が50万円を超えない場合は、その差額分を医療保険者に請求することが出来ます。
- ◆ 帝王切開などの保険診療を行った場合、3割の窓口負担をいただきますが、一時金をこの3割負担のお支払いにも充てさせていただきます。

(妊婦の方へのお願い)

- ◇ 入院時に現在の保険証をご提示下さい。また変更された場合には速やかに変更後の保険証をご提示下さい。
- ◇ 退職後半年以内の方で、現在国民健康保険など退職時とは別の医療保険にご加入の方は、在職時の医療保険から給付を受けることもできます。その際は、退職時に交付されている資格喪失証明書を保険証と併せご提示下さい。(詳細は以前のお勤め先にお問い合わせ下さい。)
- ◇ 妊婦検診等により、帝王切開など高額な保険診療が必要とわかった方は、加入されている医療保険者に「限度額適用認定証」等を申請し、お早めに入手して下さい。ご提示いただければ、一般に3割の窓口負担が「80,100円+かかった医療費の1%」に据え置かれます。(所得により異なります。)

限度額適用認定証をお持ちにならない場合は、請求額が高額になることもありますので忘れずにお持ち下さい。

以上、「出産育児一時金の医療機関直接支払制度」の案内を受け、保険者から支給される一時金について、直接支払制度を利用することに合意し依頼します。

年 月 日

被保険者(世帯主)氏名

\_\_\_\_\_

受診者(妊産婦)氏名

\_\_\_\_\_

保険者番号または保険者名称

\_\_\_\_\_

出産予定日

年 月 日

医療機関名

徳島赤十字病院

## 「出産育児一時金直接支払制度」 利用合意書

当院では、出産時に支払う入院費用の準備金ができるだけ少なくて済むよう、平成21年10月から始まった「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」をご利用いただくことをお願いしております。

- ◆ 妊婦の方がご加入されている医療保険者に、当院が妊婦の方に代わって出産育児一時金を請求いたします。手続きにかかる手数料はいただきません。
- ◆ 退院時に当院からご請求する入院分娩費用の総額が50万円の範囲内であれば、現金でお支払いいただく必要がなくなります。
  - ◇ 出産費用が50万円を超えた場合は、差額分を当院支払会計窓口でお支払いいただきます。
  - ◇ 出産費用が50万円を超えない場合は、その差額分を医療保険者に請求することが出来ます。
- ◆ 帝王切開などの保険診療を行った場合、3割の窓口負担をいただきますが、一時金をこの3割負担のお支払いにも充てさせていただきます。

(妊婦の方へのお願い)

- ◇ 入院時に現在の保険証をご提示下さい。また変更された場合には速やかに変更後の保険証をご提示下さい。
- ◇ 退職後半年以内の方で、現在国民健康保険など退職時とは別の医療保険にご加入の方は、在職時の医療保険から給付を受けることもできます。その際は、退職時に交付されている資格喪失証明書を保険証と併せご提示下さい。(詳細は以前のお勤め先にお問い合わせ下さい。)
- ◇ 妊婦検診等により、帝王切開など高額な保険診療が必要とわかった方は、加入されている医療保険者に「限度額適用認定証」等を申請し、お早めに入手して下さい。ご提示いただければ、一般に3割の窓口負担が「80,100円+かかった医療費の1%」に据え置かれます。(所得により異なります。)

限度額適用認定証をお持ちにならない場合は、請求額が高額になることもありますので忘れずにお持ち下さい。

以上、「出産育児一時金の医療機関直接支払制度」の案内を受け、保険者から支給される一時金について、直接支払制度を利用することに合意し依頼します。

年 月 日

被保険者(世帯主)氏名

\_\_\_\_\_

受診者(妊産婦)氏名

\_\_\_\_\_

保険者番号または保険者名称

\_\_\_\_\_

出産予定日

年 月 日

医療機関名

徳島赤十字病院